

道路境界確定図の交付手数料について

2025年2月1日から道路管理課で発行する境界確定図の交付については、全ての図面で手数料を徴収いたします。

これまで、境界確定図のうち確定範囲内に民地が含まれている等の一部図面を参考図として無料で交付しておりましたが、2025年2月1日から他の境界確定図と同様に手数料を徴収いたします。

藤沢市では、地方自治法第227条の規定により、特定の者のためにする事務について手数料を徴収しております。

道路管理課における境界確定図の交付は、藤沢市手数料条例第2条第8号、別表第8第9項に定める図面の写しを交付する事務となっております。

2025年1月17日 藤沢市道路河川部道路管理課
お問い合わせ 0466-50-3546